

平成 30年 9月25日  
国際社会科学研究院長裁定

横浜国立大学大学院国際社会科学研究院グローバルリーガルサポートセンター運営委員会要項

(趣旨)

第1 この要項は、横浜国立大学大学院国際社会科学研究院グローバルリーガルサポートセンター設置要項第6第2項の規定に基づき、国際社会科学研究院グローバルリーガルサポートセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2 運営委員会は、国際社会科学研究院グローバルリーガルサポートセンター（以下「センター」という。）に関する次に掲げる事項を審議する。

- (1) 規則等の制定及び改廃に関する事項
- (2) 業務に関する事項
- (3) その他センターの組織及び運営に関する事項

(組織)

第3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国際社会科学研究院長
- (2) センター長
- (3) 国際社会科学研究院長の指名する横浜国立大学大学院国際社会科学研究院の本学専任教職員

(任期)

第4 前項第3号に規定する委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第6 運営委員会の庶務は、社会科学系大学院学務係において処理する。

(雑則)

第7 この要項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、国際社会科学研究院長が別に定める。

附 則

この要項は、平成30年10月1日から施行する。